

いよいよ改正 民法相続編

1月：自筆証書遺言書の緩和からスタート！

今年から相続に関する法律が大きく変わり、より活用しやすくなります。以下のように順次改正されますが、早いものは1月からスタートします。今までできなかったことができるようになったり、配偶者のためのまったく新しい制度も創設されますので、ぜひ内容を抑えておきたいところです。

【主な改正項目】

| 項目 | 概要 | 改正時期 |
|-------------|--|------------------|
| 自筆証書遺言の方式緩和 | 自筆証書遺言書に添付する財産目録は自筆でなくても良く、パソコンで作成したものや通帳のコピーなどでOKに。 | 2019年 1月13日以後 |
| 遺産分割 | ①婚姻20年以上の夫婦の住宅の贈与又は遺贈の持戻免除 遺産の先渡しをしたと取り扱う必要がなく、配偶者はより多くの財産を相続することが可能になる。 ②預貯金の相続人単独での仮払制度 150万円を上限として一定割合まで単独で引出しができ、葬儀費用の支払や生活費にあてることが可能になる。 | 2019年 7月1日 |
| 遺留分 | ①遺留分減殺請求権の金銭債権化 金銭での請求が可能となり、不動産を共有にするようなことがなくなる。 ②遺留分算定方法の見直し 遺留分の侵害額計算対象期間が10年間に限定される。 | 2019年 7月1日 |
| 特別受益 | 相続人以外の者の被相続人への貢献に対する金銭請求権 長男等の妻は相続人ではないが、介護等の貢献に報いることができるようになる。 | 2019年 7月1日 |
| 配偶者居住権 | 被相続人と同居していた建物に、配偶者が引き続き居住し続けることができる権利。 自宅に居住し続けながら、生活費としての預貯金をより多く相続することが可能になる。 ・登記することができる強い権利 ・譲渡することはできない | 2020年 4月1日以後 |

「私には関係ない」「うちは揉めるような家族ではない」「揉めるほど財産は多くない」などは過去の話です。兄弟姉妹全員が公平平等、それぞれが権利を主張することが一般的になりました。

また、長寿社会の現代では、今は良くても明日は誰にも分かりません。認知症になって意思表示をできなくなってからではご家族全員が不幸です。

「これはぜひやりたい」「いつかはやらなきゃいけないと思っているけど・・・」「もう少ししたらしよう」そう思った今動かなくて何時しますか？是非一度窓口担当者までご相談ください。

(文責 岩間 大地)